

H28年度税制改正(法人税)

(1) 法人税率の引下げ

- ・平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税の税率を23.4%(現行23.9%)に引下げ、平成30年4月1日以後開始する事業年度から、さらに0.2%引下げられ、23.2%となります。中小法人・公益法人等の軽減税率の特例は、現行の措置法では平成29年3月31日までに開始する事業年度において適用されることになっています。

(2) 外形標準課税の拡大(大法人)

- ・資本金1億円超の法人に課せられる事業税のうち付加価値割及び資本割の税率を26年度の2.5倍に拡大し、所得割の税率は26年度の1/2に引下げられます。

(3) 減価償却制度の見直し

- ・平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物の減価償却方法は、定額法のみとなります。

(4) 生産性向上設備投資促進税制、適用期限をもって廃止

- ・平成29年3月31日の適用期限の延長は行われず、廃止が明確化されました。

(5) 企業版ふるさと納税制度創設

- ・自治体の一定の事業に対して行う寄附について税額控除がありますが、個人版ふるさと納税制度とは趣旨・内容が異なるほか、法人への「見返り」となる便宜供与は禁止となる見込みです。